イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(A)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(d)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(B)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(C)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他上記アヌはイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条に定める欠格事由に該当しない者であること。

③　１⑷に掲げる業務に対応した予決令第72条の認定等を受けている者であること。（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、北海道開発局長から「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）及び「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日北開局会第611号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥　北海道開発局が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む）したＰｗＣアドバイザリー合同会社、株式会社昭和設計、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑦　北海道開発局内に設置した「札幌第４地方合同庁舎（２期）整備等事業有識者等委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、⑴⑧に同じ。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑶　設計企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

①　北海道開発局における「建築関係コンサルタント業務」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の希望部局「本局」の登録を有していること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからエまでによること。また、応募者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。

なお、次のアからエまでの分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ア　総合分野　令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの

イ　構造分野　同上「構造」に係るもの

ウ　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

④　次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。また、上記③に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑦の要件を満たしていなければならない。

ア　管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ　各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

⑤　管理技術者及び総合主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑥　管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。